

2016年(平成28年)2月11日 木曜日

Q 従業員が業務中に自動車事故を起こし、相手方がけがをしました。会社に責任は生じますか。また、通勤中の事故の場合はどうですか。社用車とマイカーで違いますか。

## あれこれ 法律

み使用されていたが、会社がマイカー通勤を容認していた場合は、会社の責任を認める裁判例と否定する裁判例に分かれます。

### 従業員の対人自動車事故

## 業務中は、会社に責任

A 従業員が業務中に起こした事故については、社用車、マイカーに関わらず、会社は原則として相手方に對し損害賠償責任を負います。

通勤中の事故については、社用車の場合、原則として損害賠償責任を負い、マイカーの場合には場合分けが必要です。マイカーが会社の業務には使用されず通勤にのみ使用されており、会社がマイカー通勤を容認していないかった場合は、原則として会社は責任を負いません。

重要なことは、万が一に備えてマイカーを使用している従業員の任意保険の加入をチェックすることです。例えば、対人無制限と書いてあるか、プライベート使用のみという条件が付されていないかなどです。

会社でマイカー通勤の規定を作成するのも一案です。会社が従業員にマイカー使用を認めない場合は、使用を黙認していたということにならないよう、使用禁止を形として残すため、文書で従業員に周知するといいでしよう。

（弁護士 郎）

（弁護士 松田健太